

地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について
—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—

平成 19 年 4 月 5 日

金融審議会 金融分科会 第二部会

地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について
—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—

はじめに.....	1
I. 現状認識	
1. アクションプログラムの下でのこれまでの成果.....	2
2. 今後の課題.....	2
3. 中小・地域金融を取り巻く新たな環境.....	3
II. 地域密着型金融の必要性・基本的考え方.....	4
III. 地域密着型金融の具体的内容.....	5
1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化.....	5
(1) 事業再生.....	6
(2) 創業・新事業支援.....	7
(3) 経営改善支援.....	7
(4) 事業承継.....	8
2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底	
(1) 目利き機能の向上をはじめ事業価値を見極める融資＝不動産担保・個人保証 に過度に依存しない融資の徹底.....	8
(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底.....	10
3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献	
(1) 地域の面的再生.....	11
(2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供.....	12
(3) 地域への適正なコミットメント、公共部門の規律付け.....	13
IV. 地域密着型金融の推進体制.....	13
1. 地域密着型金融推進の基盤となる金融機関の態勢整備.....	13
2. 金融機関への要請事項.....	14
3. 業界団体・中央機関への要請事項.....	14
4. 行政の関与のあり方.....	14
5. 行政当局の態勢整備.....	16
(補論) 協同組織金融機関について.....	17
(参考1) 金融審議会金融分科会第二部会委員等名簿.....	22
(参考2) リレーシップバンキングのあり方に関するワーキンググループメンバー名簿.....	23
(参考3) リレーシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ審議経過.....	24
(参考4) 地方懇談会の開催状況.....	25

はじめに

地域密着型金融（リレーションシップバンキング）については、平成15年3月に当部会で報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を報告し、それ以降、金融庁が策定した2次にわたるアクションプログラムの下、4年にわたり、中小・地域金融機関の取組みが推進されてきたところである。

第2次のアクションプログラムの対象期間が本年3月末までとなっていたことから、本部会に置かれた「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」で本年2月以降、議論を行ってきたところである。

同ワーキンググループにおいては、これまでの取組みについて総括した上で、今後の対応について議論を行ってきたが、地域密着型金融の基本的考え方を改めて確認した上で、地域密着型金融は、中小・地域金融機関が引き続き取組みを進めていくべきものとの結論に至った。

地域密着型金融の基本的考え方そのものは、4年前の報告書で示した考え方と変わるものではないが、他方、これまでの成果や中小・地域金融を取り巻く環境変化に鑑みれば、今後、地域密着型金融の中で中小・地域金融機関に期待される役割や、具体的な取組み、推進の枠組み等について、改めて整理することが必要となっている。また、今後は、「緊急時対応」として始まったアクションプログラムという時限的な枠組みではなく、通常の監督行政の言わば恒久的な枠組みの中で推進すべき段階に移行していくことが適当である。

このような状況を踏まえ、今般、ワーキンググループで議論された意見について、本部会で報告書の形にとりまとめて報告するものである。

I. 現状認識

1. アクションプログラムの下でのこれまでの成果

中小・地域金融機関¹に対しては、平成15年4月以降、2次のアクションプログラムによる行政の関与の下で、地域密着型金融の推進が図られてきた。各項目についてのこれまでの金融機関の取組みを見ると、件数・金額等の数字上では、着実に実績が上がっている。また、地域密着型金融の基本的概念・個々の手法は金融機関に相当程度、浸透、定着してきたと考えられる。

この間、中小・地域金融機関に対する一般的な監督行政の枠組みとしては、平成16年以来、監督指針の整備が進み、経営管理、財務の健全性、法令等遵守、利用者保護等、従来アクションプログラムで示されていた相当部分が日常の監督行政の着眼点として盛り込まれ、定期的なヒアリング等を通じフォローされるようになってきている。

検査においても、中小企業融資については、技術力、経営者の資質などを含めた経営実態をきめ細かく検証する金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕が定着しており、さらに、先般の金融検査評定制度を含めた金融検査マニュアル全面改訂でも、ABL（Asset Based Lending）への取組みや取引先との密度の濃いコミュニケーションの確保、中小・零細企業等の事業再生に向けた取組み等に配慮した内容が盛り込まれている。

これらの取組みと相まって、この4年間、地域金融機関の不良債権比率は総じて低下してきた。地域金融機関についても、金融システムを巡る局面は、いわば「緊急時対応」から「平時対応」へと移行しており、むしろ地域密着型金融をさらに高度化していく時期に来ていると言える。

2. 今後の課題

① 金融機関の取組みについて

以上のような成果の一方、各金融機関の取組みには、なお不十分な点も少なくない。

まず、各々の金融機関の地域密着型金融への取組みについては、相当のばらつきが見られ、二極化傾向が見られる。

項目別に見ると、事業再生や不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等については、利用者からは、なお不十分との評価があり、成果に繋がっていない面が見られる。

加えて、第2次アクションプログラムで第三の柱として明示した地域の利用者への浸透はなお不十分であり、利用者の声の経営への反映についても、個人

¹ 「中小・地域金融機関」とは、従来どおり、地域銀行、信用金庫及び信用組合をいう。

の苦情対応などへの表面的な対応に留まり、法人を含む地域のコアの利用者のニーズに十分対応した、経営改善に結びつくものとなっていない感が強い。

さらに、地域金融機関の収益は、不良債権処理コストの低下を主因として、投信・保険窓販などの役務収益の増加もあり、総じて改善してきたが、資金利益自体は伸び悩んでおり、地域密着型金融の取組み自体が収益向上に結びつく安定したビジネスモデルとして定着するには、なお途半ばにあると言える。また、経費削減の行き過ぎは、むしろ将来に向けて収益力を弱め、オペレーショナル・リスクを増大させるとの指摘もある。

金融機関の対応の実態については、アクションプログラムに例示された各項目が当局との間でのチェックリストと化し、各種取組みは、その消し込みに留まっている様相も見られる。

また、長期継続的な取引の中で顧客の事業内容に踏み込んで審査を行い、支援を行うとの姿勢が、金融機関の組織全体に十分に浸透していない面も指摘されている。

② 行政の枠組みについて

金融システムを巡る状況が変化の中で、行政対応が「緊急時対応」から「平時対応」に移行してきたこと、及び、これまでのアクションプログラムの成果も踏まえ、地域密着型金融推進のための行政の枠組みについても、見直しを求める声が強まっている。

まず、これまで4年間・2次にわたり採られてきたアクションプログラムという形式については、2年という固定的な期限の下での計画策定、銀行法第24条に基づく半期ごとの行政報告が、経営の自由度を制約しており、また、短期的に成果が上がる取組みへの偏りを助長していると指摘されている。

各金融機関の取組みが画一的・総花的になることを避けるためには、より自主性を尊重した中長期的取組みが可能な枠組みとすべきとの意見も強い。

さらに、これまでの4年間の実績を振り返ると、相互扶助・非営利を前提とした制度の枠組みから、ガバナンスの仕組み、顧客も異なる協同組織金融機関を地域銀行と同列に扱うことは難しく、それぞれの経営状況に、より適した対応が必要と考えられる。

3. 中小・地域金融を取り巻く新たな環境

中小・地域金融を巡る環境としては、中小企業を含め、民間金融機関の貸出残高は緩やかな増加に転じたものの、地域ごとにばらつきが見られる、中小企業のうち、特に規模の小さい企業では、資金が十分に調達できないものも見られる、という状況も見受けられる。他方で、主要行の進出等も相まって、地域での競争は全般的に厳しさを増している。さらに、ゆうちょ銀行や政策金融改

革等の新しい動きも、最終的な姿、具体的な影響について見通すことは難しいが、中小・地域金融に少なからぬ影響を及ぼすと思われる。

地域全体に目を向けると、少子高齢化・国際化等の社会的変化や国・地方の財政事情の悪化の下で、地場産業の空洞化、中心市街地の空洞化、伝統産業の衰退、これらを通じた大都市と地域の二極化など、地域は多くの問題を抱えた状態となっている。現在、政府は「再チャレンジ支援総合プラン」の下、

- ・ 我が国経済社会の活性化のため、国民ひとりひとりがその能力や持ち味を充分発揮し、努力が報われる公正な社会、
- ・ 多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジでき、「勝ち組」、「負け組」を固定させない社会、
- ・ 働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会、

の構築を目指しているが、このような「再チャレンジ支援」の観点も踏まえ、地域経済の活性化を総合的に図っていくことが求められている。その際、これまでともすれば、「点」に留まっていた地域の事業再生を、地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な「面」的再生につなげていくことが大きな課題となっている。

II. 地域密着型金融の必要性・基本的考え方

以上の諸状況の下、地域金融機関が生き残っていくためには、地域密着型金融のビジネスモデルを確立、深化していくことが必要であることを、まずは確認したい。

地域密着型金融とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」（金融審議会金融分科会第二部会報告（15年3月27日））であり、その本質は、「長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時点で経営改善に取り組むとともに、中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ること」にある（リレーションシップバンキングのあり方に関するWG座長メモ（17年3月28日））。つまり、モニタリングにコストをかけることで、いわば「定価販売」である代わりに、貸出をはじめとする多様な利用者ニーズに応じた付加価値あるサービスを提供するビジネスモデルと言える。

各地域金融機関においては、このような取組みがコストのかかるものであることをまず認識した上で、それに見合う収益獲得につながるよう、顧客や地域のニーズを的確に把握し、「選択と集中」を徹底・深耕することが不可欠である。

要請が高まっている地域の面的再生についても、もとより、ひとり金融機関だ

けで対応できる課題ではないが、地域の情報ネットワークの要である地域金融機関には、資金供給者としての役割に留まらず、地域の各方面との連携の中で、情報、人材面でも果たせる役割があるものと考えられる。この役割は主要行等他業態が果たすことは困難なものであり、このニーズに適切に対応することは、まさに地域金融機関の収益確保に向けたビジネスチャンスと言えるものである。

他方で、このことは、地域貢献の名の下に、コストを無視した取組みを地域金融機関に求めるものでは決してない。各地域金融機関においては、地域に対し、過剰なコミットメントコストを負うことなく、持ち前の経営資源を活かし、自らの収益にもつながる持続可能な貢献を行っていくことが重要である。

Ⅲ. 地域密着型金融の具体的内容

利用者のニーズ、ビジネスチャンスに応じ、個々の地域金融機関がそれぞれの地域で果たすべき金融機能の内容は、地域の特性、自らの経営規模、業態などによっておのずから多様となる。

もともと主要行等に比べ経営資源に限りがある中、「選択と集中」の徹底は、持続可能性のある対応のためにも不可欠である。

チェックリスト化に伴う弊害にもかんがみれば、今後、地域金融機関に共通して取組みを求める内容としては、地域密着型金融の本質に係わる以下の3点に絞ることとし、また、その具体的取組み方法については、各金融機関の自主的判断に委ねることが適当である。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
- (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

取引先企業のライフサイクルに応じた各段階でのきめ細かい支援は、地域密着型金融の不可欠の要素であり、各地域金融機関は、引き続き中小企業の様々な成長段階にあわせた審査機能を強化し、地域の金融円滑化の期待に応えていくことが必要である。

特に、事業価値を見極める地域密着型金融の本質を追求していくと、事業再生の段階での支援が重要である。金融機関の事業再生への取組みが不十分とする利用者等からの声に加え、地域の「点」の事業再生をどうやって、地域の「面的再生に結びつけていくかとの現下の問題意識に応えるためにも、事業再生は、

現在、地域金融の機能における一番大きな課題と言える。このため、本報告書でも事業再生を中心に検討を行った。

(1) 事業再生

(事業再生の本質と地域金融機関の役割)

事業再生とは、単なる倒産処理・不良債権処理の別表現ではなく、また、法務、税務、会計の問題やDES、DDS、DIPファイナンスといった金融手法に留まるものでもない。単なる金融支援ではなく、事業そのものを再生するという本質を見失わないことが重要である。

事業再生において、最も重要なことは、企業価値が保たれているうちの早期再生と、再生後の持続可能性ある事業再構築である。そのためには、経営者の意識改革が不可欠であるが、オーナー企業の多い地域企業に対して、外部から経営者の意識改革を促し、ガバナンスの効果をあげることができるのは地域金融機関であり、地域金融機関の果たす役割は極めて大きい。協同組織金融機関も含め、真の再生に結びつく事業再生計画の策定が重要である。

なお、地域の事業再生においては、再生支援先とそれ以外の先との不公平感、モラル・ハザードの問題もしばしば指摘されているところであり、この点においても地域全体を展望できる金融機関の視点が重要である。

(事業再生に活用すべき諸制度)

企業価値を確保し、迅速な対応を取るためには、私的整理の活用が望ましい。他方、私的整理の問題は、関係者間の利害調整が難しいことにある。

このため、新たに法的に整備された認証ADR機関による裁判外紛争解決手続を活用した、迅速な特定調停手続の利用も期待される場所である。

特に、第三者の立場から関係者の利害調整ができる中小企業再生支援協議会の機能は重要である。今回、中小企業再生支援協議会については、期限の延長に加え、全国組織の新設による機能強化も予定されており、その一層の活用が求められる。借手企業が相談し易い環境整備が必要であり、とりわけ、これまで活用実績の低かった協同組織金融機関が、積極的に利用することが重要である。中小企業再生支援協議会の活用にあたっては、後述する事業再生ファンドによる資金の供給と一体的に利用することが事業再生計画の立案、実行に効果的と考えられる。また、第三者的機能の活用という点からは、整理回収機構の企業再生スキームもひとつの選択肢として考えられる。

(事業再生手法の選択)

具体的な事業再生の手法については、それぞれの場合に応じて、デットとエクイティとの役割分担を考え、最大限の効果があがる手法を適切に選択することが重要である。エクイティの活用手段としては、中小企業基盤整備機構のファンドをはじめ、各種ファンドを一層活用していくことが必要である。

具体的な金融手法としては、DES、DDS の一層の活用のほか、アップサイドの取れる、新株予約権付融資や償還条件付 DES 等の活用も選択肢として考えられる。ただし、あくまでもこれらの手法は、一つの選択肢であり、全ての金融機関に馴染むものとは限らず、特に、対象企業の規模等から見て、協同組織金融機関には馴染まないものが多いと考えられる点に、留意が必要である。

DIP ファイナンスについては、今回、対象が拡大される信用保証制度も適切に活用しつつ、事業継続に必要な資金を再生企業に供給していくことが期待される。

(事業再生を担うべき人材)

事業再生が持続可能性を持つためには、財務リストラに留まらない事業内容の再構築が不可欠であるが、そのためには、それを担う人材が必要となる。現実の、地域金融機関、特に協同組織金融機関においては人材に限りがあり、その強化が課題となる。もとより金融機関の職員が全ての事業内容に精通することは困難であり、また、事業再生手法の活用においても、例えばファンドの組成などにも専門的知識が求められるところ、外部専門家との役割分担も必要となる。これら人材の問題については、給与の業態間、地域間格差等もあり、解決は容易ではないものの重要な問題であり、現在、商工会議所が実施している人材紹介事業等との連携のほか、中小企業再生支援協議会の新設される全国組織の活用、金融機関間での団塊世代の退職者の活用等の幅広い対応を図っていく必要がある。

(2) 創業・新事業支援

第二創業を含めた、創業・新事業支援についても、事業再生と同様、デットとエクイティとの適切な役割分担、特に、中小企業基盤整備機構のファンドや、民間ファンドの一層の活用が重要である。

そのほか、創業・新事業支援では、産学官の連携が果たす役割は大きいが、その際に地域金融機関がリーダーシップをとることが期待される。

また、経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組みや、一度経営に失敗した企業が再挑戦を行う際に、残債が存在する場合でも対象とする新たな信用保証制度の活用も期待される。

(3) 経営改善支援

企業の経営状況が悪化しつつある際、事業再生が必要な状態に至る前に地域金融機関が関与し、早期に経営の改善を図ることは、不良債権の新規発生防止や、要注意債権等の健全債権化の観点からも、非常に重要である。

経営改善支援については、引き続きコンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で自らの情報機能やネットワーク（地方公共団体、商工会議

所、商工会、他金融機関等)を活用した支援が考えられる。その際、国、地方公共団体との連携による中小企業施策の活用を図ることが考えられる。

経営改善支援においても、重要な点は、財務内容改善の議論に終始することなく、一歩踏み出して経営全体のニーズに対応する関係を構築していくことにある。

(4) 事業承継

地域においては、開業率を廃業率が上回る状況が存在しており、事業承継が大きな問題として意識されてきている。このため、地域企業の第4のライフステージとしてこの事業承継を位置付け、対応していくことが今後は必要と考えられる。

具体的には、親族以外の後継者も多くなっている中、相続対策のコンサルティングに留まらず、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチングなど幅広い対応が求められる。ここでも地域金融機関が、地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門家とも連携し、積極的に関わることを期待される。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

(1) 目利き機能の向上をはじめ事業価値を見極める融資 = 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底

定性情報を含めた地域での情報を生かし、取引先企業の事業価値を見極めて融資を行うのが、地域密着型金融における融資の基本である。

一般的には、不動産担保や個人保証には、資金供給の円滑化や債務者の規律付けの効果が認められるところであり、それ自体が必ずしも問題とは言えないが、これへの過度の依存が、地域密着型金融が本来目指す融資の姿から逸脱し、金融仲介機能の低下につながることは確かである。とりわけ経営者本人以外の個人による保証(第三者保証)については、本来、経営に責を負うべきでない第三者に経営の失敗の責任を負わせることには弊害が多いと考えられる。

従って、取引先企業の不動産担保、個人保証に過度に依存することなく、事業価値を見極める融資手法を徹底することが重要である。

(「目利き機能」の向上)

取引先企業の事業価値を見極める融資を行うためには、様々な融資手法の活用もさることながら、まずは金融機関が「目利き機能」を向上させることが基本となる。

とりわけ、中小企業のうち、特に規模の小さい企業については、コスト面の制約から地域密着型金融の諸手法が十分に活用できていないとの指摘もある。

公的金融や信用保証制度との適切な役割分担の下、とりわけ、これら中小企業のうち、特に規模の小さい先を主な顧客層とする協同組織金融機関が、コストも意識しつつ、日常的なコミュニケーションを活用した目利き機能の向上を図ることが重要である。具体的には、相互扶助の理念の下、商工会議所、商工会をはじめ、地域での各方面との連携の中で情報の非対称性を埋めていくことが求められる。

(定性情報の適正な評価、定量情報の質の向上)

「目利き機能」の発揮に当たっては、関係機関とも連携し、取引先企業の定性的な非財務情報の適正な評価を行うことがとりわけ重要である。その方策として、例えば、一定の規模の企業については、特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワークといった中小企業の非財務の定性情報評価を制度化した、知的資産経営報告書の活用も選択肢として考えられる。また、中小企業のうち、特に規模の小さい企業では、定量的な財務情報の質の向上も課題であるところ、会計参与制度の活用や「中小企業の会計に関する指針」の普及等を促すことも有用と考えられる。

(動産・債権譲渡担保融資、ABL (Asset Based Lending) ²等の適正な活用)

動産・債権譲渡担保融資は、不動産担保に乏しい中小企業の資金調達の多様化に資するものであり、更なる活用が望まれる。これらについては、未だに風評リスクの恐れから二の足を踏むケースがあるとの指摘もあるが、先般改訂された金融検査マニュアルにおいて、動産担保・債権担保が一般担保として新たに明示されたことも踏まえ、今後、適正な活用が期待される場所である。

特に動産、在庫、売掛債権等の流動資産を一体として担保取得する融資であるABLについては、事業の流れ、キャッシュフローを含め、継続的・定期的にモニタリングを行うことにより、事業価値のより適時・適切な把握を可能とする点で、地域密着型金融の趣旨にも合致するものと言える。

他方、動産・債権譲渡担保融資、とりわけABLについては再生を図る企業にとって必要な資源が失われ事業遂行が阻害されるリスクがあることに留意し、契約条項等の工夫、担保権実行における適正な運用によって、企業の成長、再生に資するものとする必要がある。

なお、新たに制度化が図られる電子記録債権制度については、売掛債権等を活用した資金調達に資するものとして期待される。

(コベナンツの活用)

借手が融資を受ける際に、金融機関に対し一定内容の作為または不作為を誓約する条項であるコベナンツの活用は、定期的なモニタリングを通じて取引先

² ABL(Asset Based Lending)の定義は様々であるが、ここでは、概ね「動産・債権等の流動資産を担保とし、担保資産をモニタリングし、融資を行う手法」とする。

と金融機関との間で問題意識を共有し、必要に応じアドバイスをを行うような関係強化が図られる点に意義があり、その結果、保全等に過度に依存することなく、適切なリスク管理を行うことができる効果がある。

特に、市場チェックが働かない非上場の中小企業の経営動向のモニタリングについては、デットを通じたガバナンスの確保が重要であるが、その際、債務者企業に契約で定められた事項の報告義務を課す等のコベナンツの活用が有用と考えられる。

コベナンツの利用は、経営動向のモニタリングや、債務者・債権者間の情報共有を通じて、事業再生の必要性が生じた際の、円滑な早期再生にも資するものである。

また、例えば、事業や経営状況の報告義務を課す等のコベナンツを付し、当該コベナンツ違反を停止条件として代表者に連帯保証を求める、停止条件付き連帯保証などの試行的な取組み事例が出てきており、今後、コベナンツの様々な活用方法を検討していくことが必要である。

他方、業況悪化時に金利を引き上げるといった内容のコベナンツについては、債務者の業況をさらに悪化させるという点で、特に、相互扶助を掲げる協同組織金融機関には馴染まない面があるとの指摘もあり、企業の実態や取引内容に応じた形で活用していくことが必要と考えられる。

(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底

以下の各手法も、地域金融機関の取引先中小企業へのリスク対応力、資金供給力を高めるものであり、各金融機関の判断において活用されることが期待される。

① エクイティの活用等によるリスクマネーの導入

リスクに見合ったリターンを確保することで資金供給力を強化する手法として、エクイティの活用等も期待される。具体的には、中小企業基盤整備機構のファンド等、官民の各種ファンドの活用や、アップサイドの取れる投融資手法（メザニン投融資、新株予約権付融資等）について検討し、活用の余地を探っていくことが考えられる。また、地域企業への投資を組み込んだ、いわゆるご当地投信を含め、リスクマネーの出し手を幅広く開拓していく役割も金融機関には期待される。

② 市場型間接金融の手法の活用

地域集中リスクの分散や外部からのニューマネーの誘導を通じ、リスク対応力、資金供給力の強化を図るためには、市場型間接金融の手法である CLO やシンジケートローンの活用が有用である。

なお、地域集中リスクの分散は、地域への適正なコミットメントの観点からも重要である。

③ 中小企業のうち、特に規模の小さい企業に向けたスコアリングモデル融資の活用の検討

本来トランザクションバンキングに分類されるスコアリングモデルを活用した融資は、経営コストを抑えつつ、地域密着型金融の対象となる企業の裾野を拡げる入口として有意義と考えられる。しかしながら、現在、活用されているスコアリングモデルでは、データの制約等から中小企業のうち、特に規模の小さい先まで届いておらず、実際に借りられるのは、一定規模以上の先に限られているという指摘がある。

中小企業のうち、特に規模の小さい企業層のデータ蓄積等を行い、この層に見合ったスコアリングモデル融資を開発・活用していくことには意義があると思われるが、この層を主な顧客とする協同組織金融機関が個々に対応することが難しいとすれば、主として中央機関において検討されるべき課題と考えられる。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

(1) 地域の面的再生

地域・中小企業の再生のためには、「点」の事業再生では十分ではなく、地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な「面」的再生に結び付けていくことが必要である。このため、地域金融機関には単に、資金供給者としての役割に留まらず、以下の諸点について、積極的な役割を果たしていくことが求められる。

(ビジョン策定への積極的支援)

地域再生においては、地域が一体となって地域独自の魅力を形成するとともに、地域外を含めた広いマーケットに対し、地域の生み出す特色ある製品・サービスを売り込んでいくことが求められるが、そのためには地域経済全体を展望したビジョンが必要である。

地域の情報・人材が集積している地域金融機関には、地方公共団体や他の地域関係者との連携の中で、その調査力、企画力を活かし、このようなビジョン策定を積極的に支援する役割が期待される。

(「公民連携」への積極的参画)

現在、地域においては、これまで地域活性化に主導的役割を果たしてきた行政が、予算的・人的制約から従来のような役割を果たせない状況にあり、他方、民間企業が市場原理に基づき対応することにも限界がある。

そのような状況の下では、行政または民間企業に一方的に依存する形態ではなく、両者が役割を分担し地域の諸問題の解決を図る、「公民連携」(パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP)) が有効である。「公民連携」の下、地域金融機関、中小企業(経済団体)、地域住民、地方公共団体、中央行

政機関出先機関等の地域の全プレーヤー（産学官及び金融機関）がビジョンを共有し、地域の実情や課題に即した創意工夫ある取組みに連携して取り組むことが必要と考えられる。

「公民連携」において、これらの様々なプレーヤーが参加して、一体的に取り組むを進めるに当たっては、「リスクとリターンの設計」と「契約によるガバナンス」の2点が基本とされる。「リスクとリターンの設計」とは、プロジェクトのリスクとリターンを分析した上で、各リスクを担うのに最適な関係者を見出し、それに見合うリターンを配分する全体の構造を設計することである。また、「契約によるガバナンス」とは、実現性の高い契約により、リスク・リターンの内容を落とし込むとともに、契約の実現を確実にするための監視、履行しない場合の制裁、契約を達成したときの報酬等を盛り込むこととされる。

地域においては、これらの2つを満たす枠組みをデザインできる者は限られているところ、金融機関が日常的に行っている与信判断及び融資契約における条件設定は、まさにこの「リスクとリターンの設計」と「契約によるガバナンス」そのものである。このような素養が備わっている金融機関の役割は大きく、コーディネーターとしての「公民連携」への積極的参画が期待される。

地域金融機関がこのような役割を果たすに当たっては、地域の様々なプレーヤーとの取引を通じて得られた地元の情報の活用に加え、そのネットワークを拡げ地域外の専門家、専門機関との連携、外部資源の活用等を図っていくことも重要である。

(2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供

地域金融機関に地域の情報が集積していることや、地域金融機関が大多数の地域住民にとって多様な金融チャネルの主要な窓口になっていることにかんがみれば、地域金融機関が、必ずしも事業性貸出に留まらない多様な金融サービスを、地域経済に貢献しつつ、自らの収益向上にも結びつく持続可能性ある形で提供することが可能と考えられる。このような多様なサービスを、広義の地域密着型金融として位置付け、推進していくことにより、地域全体の活性化にもつながっていくことが期待される。

このような趣旨にかなう、個人を含む地域の利用者のニーズに対応した付加価値ある金融サービスの内容は、業態や地域の特性に応じ多様なものが考えられるが、例えば、リバースモーゲージなど高齢者保有の資産の有効活用につながる融資や、地域を担う若い世代や高齢者への金融知識の普及等が考えられる。

また、地域社会にも大きな影響を与える社会問題である多重債務者問題については、もとより金融機関だけで解決できる問題ではないが、法律専門家への紹介のほか、特に相互扶助・非営利の理念に基づく協同組織金融機関には、会員・組合員に対する相談機能を活かした予防策を中心に、目的別ローンなども活用した、多重債務者問題解決への一定の役割発揮が期待される。協同組織金融機関には、このほか企業的な規模拡大を目指さず、地域・生活に密着した活

動を行っているコミュニティ・ビジネスやNPOへの支援・融資（マイクロファイナンス的な取組み等）、地域社会への貢献・還元等についても、取組みが期待される。

(3) 地域への適正なコミットメント、公共部門の規律付け

地域貢献は、地域金融機関が持ち前の資源を活かし、自らの収益にもつながる持続可能なものであることが前提である。もとより、地方公共団体との関係を含め、過剰な地域へのコミットメントコストを負うことを求めるものではない。

地域金融機関は、地域において、地方公共団体や地方公社、第三セクターとの間でも種々の取引を行っているが、公共性、社会性、事業目的等に配慮しつつも、地方公共団体等との取引に係るコストやリスクを適切に把握し、緊張感ある関係を維持することが必要である。それにより、地域住民とともに、地方財政を規律付けしていく役割も期待される。

IV. 地域密着型金融の推進体制

19年4月以降の地域密着型金融の推進体制については、

- ・ 金融機関の取組みが二極化している中、金融機関の自己責任の下、引き続き地域の利用者の目を通じたチェックを中心としながら、各金融機関への動機付けには工夫を凝らす、
 - ・ 行政としては金融機関に一律に、取組み、報告、公表、を求める項目、様式は極力簡素化し、通常の監督行政と一体化させる、
 - ・ 地域密着型金融において求められる内容が高度化、多様化する中、金融機関、当局とも、関係機関や関係省庁との連携を強化する、
- ことを基本とすることが適当である。

1. 地域密着型金融推進の基盤となる金融機関の態勢整備

中小・地域金融機関が、地域密着型金融の取組みを収益向上に結び付けていくためには、監督指針にミニマムスタンダードとして示されている、ガバナンス、リスク管理等はもとより、各金融機関の身の丈に合った収益管理やITの活用等を含めた内部態勢の整備が前提となる。そこでは、単なる経費削減ではなく、収益機会との見合いで経営資源の「選択と集中」を徹底する業務改革が求められている。金融商品取引法で平成20年度決算から上場企業に求められる内部統制報告制度への対応も、このような業務改革の好機と捉え、積極的に対応していくことが必要である。

あわせて、態勢整備においては、目利き機能の向上をはじめ、地域の利用者

のニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識を持った人材育成や活用が重要である。

さらに、地域密着型金融として求められる内容が高度化、多様化する中では、地方公共団体、商工会議所、商工会、中小企業再生支援協議会、事業再生の外部専門家等の幅広い関係者との人的交流も含めた連携強化が求められる。

2. 金融機関への要請事項

各金融機関には、Ⅲで示した地域密着型金融の3つの大項目の要請を踏まえつつ、選択と集中を徹底し、業態や規模、地域の特性に応じ、具体的取組みの重点事項を自主的に設定することを求めることが適当である。あわせて、その重点事項及び具体的な目標を、経営の中期計画等において明確に示すとともに、各決算期において、その達成状況や具体的事例を公表することを要請することが適当である。

また、個人顧客のクレーム対応等に留まることなく、法人企業を含めた利用者ニーズを的確に把握し、経営戦略へのフィードバックにつなげていくための一層の工夫を行うことを求めていくことが必要である。

3. 業界団体・中央機関への要請事項

業界団体・中央機関には、地域密着型金融の推進に当たり、行政等との連携が期待されるほか、特に、業界全体で共有化することで、スケールメリットを享受できるようなインフラ整備、内部統制に係る態勢整備やITの戦略的活用、人材育成に係るノウハウ共用化等について、積極的に取り組むことが期待される。

また、業界団体には、行政と連携しつつ、業界における先進的な取組み事例や、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめ、傘下金融機関への情報提供等に取り組むことが期待される。

4. 行政の関与のあり方

行政の関与のあり方としては、金融機関の自由な競争、金融機関の自己責任に基づく経営判断の尊重を前提として、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を図ることを基本とすべきである。

具体的には、以下の対応が適当である。

- ・ 中長期的な視点も踏まえ、時限的なアクションプログラム方式から恒久的な枠組みへ移行することとし、監督指針にそのために必要な事項を盛り込む。
- ・ 金融機関の競争を促すべく画一的な計画の策定は義務付けず、金融機関が自主的に策定する経営計画の内容及び進捗状況を、通常の監督の中の定期的なヒアリング等によりフォローアップする。
- ・ 従来アクションプログラムで掲げられていた個別項目のうち、収益管理、ITの活用等は各金融機関の経営判断に委ねる一方、既に監督指針の規定が定

着、充実されてきたガバナンス、リスク管理や、顧客への説明態勢、相談苦情処理機能等については、通常の監督の中で引き続き的確に対応していく。

その上で、引き続きⅢで取組みを求めた3項目については、追加的に監督指針に盛り込み、金融機関に年1回程度定期的な公表、報告を求め、当局からも実績を公表する。

- ・ 「地域の利用者の利便性向上」の視点の重要性を踏まえ、金融機関の取組み状況を確認するため、引き続き、アンケート調査等により、相談・苦情も含む幅広い利用者側の声を把握し、結果を公表する。
- ・ 地域金融を巡る今後の競争環境には厳しさも予想される中、経営改善の遅れている一部の地域金融機関、市場からのプレッシャーを受けない非上場の地域銀行、株主からのガバナンスのない協同組織金融機関を中心に、定期的なヒアリングの中で、経営陣の地域密着型金融への取組み姿勢を的確に把握する。

地域金融機関の自主的な取組みを促すためのモチベーションの向上については、引き続き、地域金融機関自身の自主的な情報開示の促進と、地域の利用者の目（パブリック・プレッシャー）を通じたガバナンスを基本とすべきである。

その際、Ⅲで取組みを求めた3項目については、各金融機関の行っている具体的な取組みやその進捗状況に加え、主要な定量的計数（経営改善支援取組み先数、再生計画策定先数、ランクアップ先数、創業・新事業支援融資実績、個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の推進の努力を示すような計数として例えば、第三者保証や不動産担保を徴求しない融資額、等）については開示を要請することが適当である。

その上で、行政当局自身がフォローアップを行うに当たっては、単なる個々の手法の計数、金額の把握ではなく、各地域の特性も踏まえながら、地域金融機関の取組み状況の適切な効果測定が可能となるような指標を総合的に把握することに努めることが必要である。

利用者側の声の把握に当たっても、現行の利用者アンケートや中小企業金融モニタリングの内容を見直し、効果的・効率的な実態把握に努めることが必要である。

また、効果的にパブリック・プレッシャーを働かせるという観点から、行政当局としては、地方財務局で開催している会議の再編、活用等により、例えば都道府県単位で、地域利用者に対して地域金融機関が取組み成果を発表する機会を幅広く提供すると共に、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みについては、全国に対する事例紹介や顕彰等の実施を通じて、地域金融機関のインセンティブ向上を図っていくことが求められる。また、金融庁・財務局のホームページを通じて各地域金融機関の取組み状況を一覧性をもって周知することも有効と考えられる。

5. 行政当局の態勢整備

地域再生・活性化をはじめとする取組みを推進するに当たっては、行政当局側でも、地域再生に関わる他の施策を担う関係省庁との中央・地方両レベルでの連携強化が求められる。それによる関係省庁の政策の一体化、地域における窓口の一本化等が期待される。

これらの連携の枠組みの中で、金融庁には、特に地域再生に役立つ新たな金融手法等についての情報提供が期待される。

なお、当局として地域密着型金融の取組みを推進するに当たり、今後とも必要に応じ、状況の変化に枠組みを合わせて行くべきことは言うまでもない。

(補論) 協同組織金融機関について

株式会社組織である銀行と比べ、相互扶助・非営利³という特性を有する協同組織金融機関は法令上も取引先(会員・組合員資格)を原則として自らの地区内の小規模事業者⁴に限定されている等、ビジネスモデル、対象とする顧客層、ガバナンスの仕組み等が異なっている。また、規模の格差や地域密着型金融への取組みに二極化傾向がみられるとの指摘がある。

このような制度的制約の下、地域の小規模事業者を主要な顧客としている協同組織金融機関は、地域密着型金融のビジネスモデルが相対的に当てはまりやすい存在であり、今後とも、小規模事業者を対象とする地域密着型金融の重要な担い手となることが期待される。

これまでの地域密着型金融の取組みのなかでも、協同組織金融機関については、その特性を踏まえ、ガバナンスの強化などの一定の事項について固有の取組みを講じてきた。しかしながら、今後の地域密着型金融の取組みにおいては、各金融機関が、顧客や地域のニーズを的確に把握し、「選択と集中」の徹底・深耕を図る必要がある中、協同組織金融機関に対しては、相互扶助・非営利といった特性をより一層活かした取組みを求めることが適当である。

協同組織金融機関が地域密着型金融を推進するに当たって固有の留意点を挙げれば、以下の通りである。

1. 協同組織金融機関に係る現状認識

協同組織金融機関においても、これまでの地域密着型金融への取組みが、総じて自己資本比率の上昇や不良債権比率の低下等に結びついている。

一方、DES・DDSの活用等、小規模事業者ニーズが乏しい先端的な金融手法については、総じて実績が上がっていない。また、規模・マンパワーに制約があることも多い。

地方懇談会でのヒアリング等を踏まえれば、地域の小規模事業者が置かれている状況は引き続き厳しく、これらに対して地域銀行に次ぐ取引シェアを有する協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしつつ、会員・組合員でもある取引先の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取組みが必要と考えられる。

そのほか、協同組織金融機関においては、上記のとおり、地域密着型金融への取組みが成果に結びついているものの、一方で、不良債権比率が他業態に比して

³ 協同組織金融機関は、「会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人」であり、「業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮される」とされている。(協同組織形態の金融機関のあり方について(平成元年5月15日 金融制度調査会中間報告))

⁴ 協同組織金融機関は、法令上、会員・組合員資格を地区内の一定規模以下の事業者等に限定されている。本補論では、このような協同組織金融機関の主たる取引先(会員・組合員)を小規模事業者と称することとする。

高い、預貸率が低下している、一部の業態では不祥事件により行政処分を受ける事例が多発している等の事実がある。

さらに、従業員数等が減少するなか、地区の拡大や会員・組合員数の増加がみられる。また、地方懇談会でのヒアリング等を踏まえると、事業者は、金融機関に対し、フェイス・トゥ・フェイスの関係の確立を求めていると考えられる。このような状況を踏まえると、協同組織金融機関としての特性を発揮するためには、会員・組合員との関係強化に引き続き取り組み、顧客のニーズを踏まえた業務戦略を構築することが期待されている。

なお、不良債権の処理に関しては、協同組織金融機関の主要な取引先である小規模事業者の場合、生活と一体となった経営が行われていることが多く、不良債権処理自体が困難なケースが多いこと等を踏まえ、引き続き、まずは適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、事業再生・中小企業金融の円滑化や地域活性化など、地域密着型金融の取組みを進めることによって問題解決を図ることを基本とすることが適当である。

2. 協同組織金融機関における地域密着型金融の必要性・基本的考え方

上記の通り、協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かし、会員・組合員でもある取引先の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取組みが必要であり、そのため地域銀行にも増した「選択と集中」の徹底が不可欠である。

また、地域での競争が全般的に厳しさを増している中、地域銀行にも増して規模・マンパワーに制約がある個々の協同組織金融機関については、自ら態勢強化に努めるとともに、他機関との連携に加え、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠である。個別機関への対応のみならず、相互扶助の特性を業態内でも十分発揮するべく、中央機関・業界団体のネットワークを積極的に活用しつつ、その機能充実を通じた総合的な取組みの推進を図ることも必要である。

さらに、協同組織金融機関は、その特性を踏まえつつ、ガバナンスの強化、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化等、経営力の強化に向けた取組みが必要である。

なお、協同組織金融機関には、相互扶助・非営利の理念があることや、事業地区について法令上の制約があること等を踏まえると、会員・組合員との関係強化に加え、地域の現場に根ざした、地域に開かれた積極的な地域貢献・還元等の取組みを行うことで、自らの基盤強化につなげていくことが重要である。

3. 地域密着型金融の具体的内容

相互扶助・非営利という特性を活かした、会員・組合員でもある取引先（小規模事業者）の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融の具体的な取組みとしては、本文で地域金融機関全般について求められる項目のうち、特に、

- ・ 目利き能力の向上、人材の育成

- ・ 身近な情報提供・経営指導・相談
- ・ 商工会議所、商工会、中小企業再生支援協議会等、他機関との連携に注力すべきである。

協同組織金融機関は、密度の高い取引先との関係から得られる情報を活用しつつ、例えば、①公的制度等に係る情報提供、②資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、③財務書類の作成、後継者育成等に係る相談など、最も身近な金融機関として、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズに対応すること（問題解決型のビジネスモデル）が必要であると考えられる。

他機関との連携については、特に、中小企業再生支援協議会との連携に関して、協同組織金融機関側による協議会の一層の活用とともに、協議会側による小規模案件への対応強化も期待する。

また、個々の協同組織金融機関によるファンドの組成が少ない中、中央機関において、地域におけるベンチャー企業育成等を図るためのファンドが組成されている。このような中央機関が有するファンドとそのネットワーク機能等を、個別機関の有する地域の情報・ノウハウ等と結合させることにより、地域活性化等への取組みを行うことが期待される。

さらに、相互扶助・非営利という特性を活かした、地域密着型金融の具体的な取組みとしては、例えば、

- ・ 会員・組合員に対する相談機能を活かした予防策を中心に、目的別ローンなども活用した、多重債務者問題解決への一定の役割発揮、
- ・ 個人・小規模事業者の資金ニーズに対するきめ細やかな対応、
- ・ 企業的な規模拡大を目指さず、地域・生活に密着した活動を行っているコミュニティ・ビジネスやNPOへの支援・融資（マイクロファイナンス的な取組み等）、地域社会への貢献・還元、

について、取組みが期待される。

4. 地域密着型金融の推進体制

個々の協同組織金融機関は、地域銀行にも増して規模・マンパワーに制約があるほか、業態内でも、規模の格差や限定された地区内の地域経済の状況等を反映し、地域密着型金融への取組みに二極化傾向が見られるとの指摘があることから、まずは、個別機関の自主的な態勢整備・強化が必要であり、加えて、業態内における相互扶助の実践・充実が求められる。

したがって、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠であり、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みの推進を図ることが必要である。なお、個別機関は、中央機関・業界団体の機能活用を通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。

(1) 協同組織金融機関の態勢整備

個別の協同組織金融機関には、以下の態勢整備が求められる。

- ・ 経営力の強化として、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢の強化等に取り組む必要がある。
- ・ 法令上、新たに半期開示について努力規定が設けられたこと等を踏まえると、引き続き、半期開示の充実や総代会の機能強化に自主的に取り組むことによりガバナンスの強化を図る必要がある。
- ・ また、会員・組合員の意見・ニーズを把握し、これを経営改善につなげていく組織的な枠組みを構築・強化することを通じ、会員・組合員との関係強化を図る必要がある。
- ・ さらに、地域の現場に根ざし、地域に開かれた、積極的な地域貢献・還元等の取組みを行うことを通じ、地域の幅広いステークホルダーに根ざした基盤強化を行うことが期待される。

(2) 中央機関・業界団体の態勢整備

個別機関への対応のみならず、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みの推進を図る観点から、中央機関・業界団体の態勢整備・強化としては、以下のようなものが求められる。

- ・ 政府系金融機関等、事業再生や地域活性化等にノウハウを有する機関と傘下金融機関との連携の場を設定・提供。
- ・ 中央機関や業界団体のネットワークを使った、先端的な金融手法に係る支援、事業再生・地域活性化に係るノウハウや全国的な取引先に係る情報等の共有・傘下金融機関への提供。
- ・ 業務の効率化や「規模の経済」を発揮する観点から、事務・システムの共通化、業務提携等の推進。
- ・ 日常的に協同組織金融機関が行っている債務者との長期的な密度の高いコミュニケーションの効果発揮に資する取組み。

例えば、債務者との効果的なコミュニケーションに資する観点から、事業及び財務の報告義務を課すための融資契約ひな型を検討することや、問題解決型ビジネスモデルを推進する観点から、目利き能力向上を図るための各種研修を実施すること等が期待される。

- ・ 業態としての地域密着型金融への取組み等に関し、中央機関や業界団体のネットワークを活かした、地域に対する情報収集・発信の強化。

(3) 中央機関への要請事項

協同組織金融機関の経営力の強化に関しては、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」において、中央機関に要請している以下の事項については、恒久的な取組み強化を要請することが適当である。特に、預貸率が低下していることを踏まえると、中央機関による余資運用の強化は緊要の課題である。

- ・ 個別金融機関に対する経営モニタリングや経営相談・指導の機能を拡充するとともに、個別金融機関の経営力強化を図り健全性確保に万全を期するための資本増強制度を積極的に活用する。
- ・ 人材の育成や確保等を図りつつ、個別金融機関の経営管理態勢を強化するための人的支援を行う。
- ・ 市場リスクや収益性確保への対応として、個別金融機関の市場リスク管理態勢等の強化に向けて取り組むとともに、中央機関が個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用に向けて取り組む。

(4) 行政の関与のあり方

- ・ 上記の現状認識、地域密着型金融の基本的考え方、具体的内容及び推進体制については、監督指針に必要な事項を盛り込むことが適当である。
- ・ 協同組織金融機関については、
 - ① 日常的に地道に行っている債務者との長期的な密度の高いコミュニケーションを評価すること、
 - ② 自らの規模・体制、顧客層及び地域のニーズ等を的確に把握し、経営力の強化や事業再生・地域活性化等について、中央機関・業界団体による各種業務支援・補完機能を適切に活用しているかについて評価すること、
 - ③ ガバナンスの強化をはじめ、経営力強化に関して、より一層の取組みが必要である旨、
 について必要な事項を監督指針に盛り込むことが適当である。また、経営力強化に関しては、定期的なヒアリング等の中で十分にフォローアップすることが必要である。
- ・ また、協同組織金融機関が、相互扶助・非営利という特性を活かした、取引先（小規模事業者）の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取組みを行うことに配慮し、DES・DDSの実績等、小規模事業者のニーズが乏しい事項については、定期的な公表や報告を求めないことが適当と考えられる。
- ・ 中央機関については、経営力強化に関して要請している事項に関し、必要に応じて傘下金融機関に対する適切な対応・機能提供が図れる態勢となっているかについて評価することとし、必要な事項を監督指針に盛り込むことが適当である。その際には、特に、預貸率が低下していることを踏まえると、余資運用の強化は緊要の課題である旨をあわせて盛り込むことが必要である。

(以上)

金融審議会金融分科会第二部会委員等名簿

平成19年4月1日現在

部 会 長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
部 会 長 代 理	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	根本 直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融ITプラットフォーム代表
	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リクルーターズ パートナー弁護士
臨 時 委 員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
専 門 委 員	落合 寛司	西武信用金庫専務理事
	鈴木 優	住友信託銀行(株)常務取締役
	玉井 孝明	東京海上日動火災保険(株)常務取締役
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長
	平野 信行	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役
	渡邊 光一郎	第一生命保険相互会社常務執行役員
	渡辺 達郎	日本証券業協会副会長
	[計27名]	
幹 事	鮎瀬 典夫	日本銀行企画局参事役

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会第二部会
 リレーションシップ・バンキングのあり方に関するWGメンバー名簿
 平成19年4月1日現在

座長	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
座長代理	村本 孜	成城大学社会イノベーション学部学部長
	池上 有介	農林中央金庫総合企画部長
	井上 純	国民生活金融公庫総合企画部グループリーダー
	井上 裕之	東京商工会議所副会頭(愛知産業(株)社長)
	落合 寛司	西武信用金庫専務理事
	桂 教夫	東京都商工会連合会会長
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長
	柴橋 英二	大東京信用組合常務理事
	高橋 伸二	(株)東邦銀行総合企画部企画課課長
	高安 正樹	(株)東日本銀行営業統括部部長
	多胡 秀人	アビームコンサルティング(株)常勤顧問
	田作 朋雄	PwCアドバイザリー(株)取締役パートナー
	多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所・弁護士
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師・金融オンブズネット代表
	藤野 次雄	横浜市立大学国際総合科学部教授
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	三井 逸友	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科・経済学部助教授
	吉田 和男	京都大学大学院経済学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
(オブザーバー)	天羽 隆	農林水産省経営局金融調整課長
	寺澤 達也	経済産業省中小企業庁事業環境部金融課長
	久田 高正	日本銀行金融機構局参事役

(敬称略・五十音順)

リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ 審議経過

第14回 : 平成 19 年 2 月 8 日 (木)
(注)

第15回 : 平成 19 年 2 月 16 日 (金)

第16回 : 平成 19 年 2 月 21 日 (水)

第17回 : 平成 19 年 3 月 2 日 (金)

第18回 : 平成 19 年 3 月 7 日 (水)

第19回 : 平成 19 年 3 月 14 日 (水)

第20回 : 平成 19 年 3 月 26 日 (月)

第21回 : 平成 19 年 3 月 30 日 (金)

別途、中小企業者をはじめとした地域金融機関のエンドユーザーの声を聴取することを主な目的として、2箇所では地方懇談会を開催。

大阪市 : 平成 19 年 2 月 23 日 (金)

熊本市 : 平成 19 年 2 月 26 日 (月)

(注) 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成 15 年 3 月 28 日)の策定に当たり 7 回、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」(平成 17 年 3 月 29 日)の策定に当たり 6 回、過去計 13 回のワーキンググループを開催しているため、今回のワーキンググループは第 14 回からとなる。

地方懇談会の開催状況

1. 大阪市：平成19年2月23日（金）

〔参加パネリスト〕

薄井充裕	日本政策投資銀行 関西支店長
笠野輝男	日本化線(株) 代表取締役社長
鈴木文雄	アーベル・システムズ(株) 代表取締役
武内勇	(株)ミレニアムゲートテクノロジー 代表取締役
土居年樹	天神橋筋商店連合会 会長 (株)丸玉一土居陶器店 代表取締役
東畠敏明	弁護士 北総合法律事務所
廣瀬恭子	(株)広瀬製作所 代表取締役
桔梗芳人	近畿大阪銀行 代表取締役社長
山田督	びわこ銀行 取締役頭取
寺西重博	摂津水都信用金庫 理事長
石川泰旦	大同信用組合 理事長

〔参加ワーキンググループ委員〕

堀内昭義	中央大学総合政策学部 教授
村本孜	成城大学社会イノベーション学部 学部長
多胡秀人	アビームコンサルティング(株) 常勤顧問
藤野次雄	横浜市立大学国際総合科学部 教授
吉田和男	京都大学大学院経済学研究科 教授

2. 熊本市：平成19年2月26日（月）

〔参加パネリスト〕

池上恭子	熊本学園大学商学部 教授
泉冬星	(株)泉洋服店 代表取締役社長
岩永研一	(株)岩永組 代表取締役会長
菊池良治	商工組合中央金庫 熊本支店長
倉田雄平	つちやゴム(株) 代表取締役社長
丸本文紀	(株)県民百貨店 代表取締役社長
小栗宏夫	肥後銀行 取締役頭取
河口和幸	熊本ファミリー銀行 取締役頭取
森本孝	熊本第一信用金庫 会長
高松右門	大分みらい信用金庫 会長

〔参加ワーキンググループ委員〕

堀内昭義	中央大学総合政策学部 教授
村本孜	成城大学社会イノベーション学部 学部長
多胡秀人	アビームコンサルティング(株) 常勤顧問
三井逸友	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授